

厚生労働省提出資料

事務連絡
平成20年10月22日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局、民生主管部局、母子保健主管部局 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

こんにやく入りゼリー事故に関する注意情報について

本年9月、こんにやく入りゼリーに起因する新たな窒息死亡事故が発生したことを踏まえ、厚生労働省としては、平成20年10月3日付け事務連絡「食品による窒息事故防止の徹底について」等により、食品による窒息事故の防止について、適切な指導をお願いしているところです。

このような中で、今般、こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について、政府一体となった取組を進めるとの観点から、「こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について」（平成20年10月16日消費者安全情報総括官会議申合せ）が取りまとめられ、これを受け、内閣府、厚生労働省及び農林水産省の関係部局長により、10月21日、製造・流通関係団体あて連名通知「こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策について」を発出したところです。

また、これに先立ち、10月2日、内閣府国民生活局長から都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知「こんにやく入りゼリー事故に関する注意情報について」が発出されたほか、10月3日、全国こんにやく協同組合連合会、全国菓子工業組合連合会、全日本菓子協会において、「一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止強化策について」が取りまとめられたところです。

今般、これらの通知等について、あらためて周知させていただくとともに、各都道府県等におかれては、これらの内容を踏まえ、貴管内の市町村、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、関係団体等に情報提供し、食品による窒息事故の予防の啓発を行うとともに、食事提供の際の注意喚起等、事故発生の防止を徹底するよう、関係者に周知する等の適切な対応をお願いします。

こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止について

平成20年10月16日
消費者安全情報総括官会議申合せ

こんにやく入りゼリーによる窒息事故については、昨年来、関係者による再発防止に向けた取組にもかかわらず、新たな死亡事故が発生していることに鑑みて、早急に政府一体となって再発防止に取り組んでいくため、下記のとおり申し合わせる。

記

1 消費者への注意喚起等

(1) 関係団体等への協力要請

- ・既に流通している注意喚起の表示が小さな商品や表示がない商品について、包装の上からシールを貼付して一層の注意喚起を図る、店頭から自主回収を行う、店頭において注意情報を提供するなど、当該商品による新たな事故発生を防止するために必要な措置を講ずるよう、製造及び流通関係団体等に対して、関係府省連名による協力要請を行う
- ・農林水産省は、消費者へのわかりやすい注意情報（窒息死亡事故発生リスク、一般的なゼリーとの違い等）の提供を徹底するための措置を特に講ずる場合を除き、新たに商品を流通させないよう、製造関係団体等に対して協力要請を行う

(2) 行政からの周知

- ・関係府省は、様々な媒体（ホームページ、情報提供誌等）を通じて、消費者へのわかりやすい注意情報の提供を行う
- ・関係府省は、地方公共団体を通じ、関係機関（児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、学校、学校法人等）に対して、乳幼児、児童や高齢者の方々が食べることのないよう等周知するとともに、これらの方々に提供することのないよう等要請する

2 改善策

(1) 表示、形状、物性等の改善

- ・農林水産省は、表示、形状、物性や販売方法などについて、製造関係団体等に対して改善策を講ずるよう協力要請を行う

- ・特に、形状及び物性等の改善については、消費者目線から検討を進め、年内を目途として、再発の防止につながる実効的な改善策を講ずるよう求める

(2) 改善状況の把握と情報提供

- ・農林水産省、独立行政法人国民生活センターは、表示、形状、物性、販売方法などの改善状況について適時把握を行い、関係機関及び一般消費者に対して情報提供を行う

3 今後の検討課題

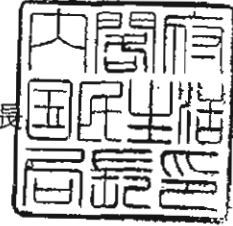
- (1) 厚生労働省は、年度内を目途として、こんにゃく入りゼリーを含む食品による窒息の要因及び事例の分析、窒息リスクに関する意識調査等を通じ、こんにゃく入りゼリーの他、もち、あめ等の食品による窒息事故の再発防止等に関わる科学的知見の集約等を進める
- (2) 食品安全委員会は、(1) で得られた知見及び他機関の協力を踏まえて、こんにゃく入りゼリーの物理的・化学的等要因が人の健康に及ぼす影響についての評価（諸外国が実施した評価のレビューを含む）を行う
- (3) 内閣府は、上記の改善状況の把握、調査、評価等を踏まえ、消費者庁発足後の対応方針について検討を進める



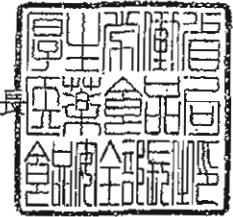
府国生第1086号
食安発第1021004号
20総合第1345号
平成20年10月21日

(社)日本食品衛生協会理事長 殿

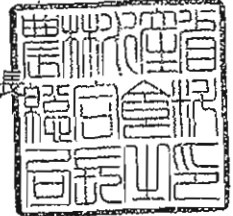
内閣府 国民生活局長



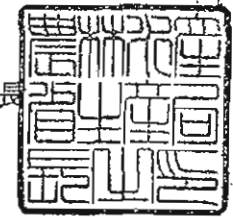
厚生労働省 医薬食品局 食品安全部長



農林水産省 総合食料局長



農林水産省 生産局長



こんにやく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策について

食品安全行政の推進については、従来より種々、御理解と御協力をいただいているところです。

さて、ここ数年来、こんにやく入りゼリーによる窒息死亡事故の発生が続いており、関係者による再発防止に向けた取組にもかかわらず、先月更に新たな事故が発生したことは周知の通りです。

このため、10月3日には関係団体から農林水産省に「一口タイプのこんにやく入りゼリーの事故防止強化策」が報告され、警告表示の改善・強化等が進められています。また、政府においては、消費者への注意喚起等に注力しているところです。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、食品の安全性確保について事業者が一義的責任を有していることに鑑み、既に流通している注意喚起の表示が小さな商品や表示がないこんにやく入りゼリーについて、包装の上からシールを貼付して一層の注意喚起を図る、店頭から自主回収を行う、店頭において注意情報を提供するなど、当該商品による新たな事故発生を防止するために必要な措置を講じられますよう、貴団体会員に対し周知方よろしくお願ひします。

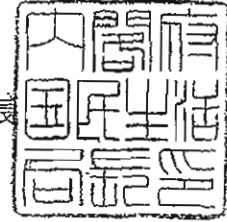
なお、本通知は、別紙に掲げる団体に送付されていますことを申し添えます。



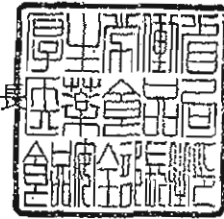
府国生第1086号
食安発第1021004号
20総合第1345号
平成20年10月21日

(社)日本輸入食品安全推進協会会長 殿

内閣府国民生活局長



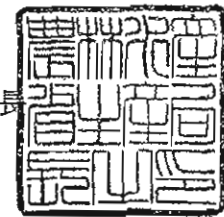
厚生労働省医薬食品局食品安全部長



農林水産省総合食料局長



農林水産省生産局長



こんにゃく入りゼリーによる窒息事故の再発防止策について

食品安全行政の推進については、従来より種々、御理解と御協力をいただいているところです。

さて、ここ数年来、こんにゃく入りゼリーによる窒息死亡事故の発生が続いており、関係者による再発防止に向けた取組にもかかわらず、先月更に新たな事故が発生したことは周知の通りです。

このため、10月3日には関係団体から農林水産省に「一口タイプのこんにゃく入りゼリーの事故防止強化策」が報告され、警告表示の改善・強化等が進められています。また、政府においては、消費者への注意喚起等に注力しているところです。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、食品の安全性確保について事業者が一義的責任を有していることに鑑み、既に流通している注意喚起の表示が小さな商品や表示がないこんにゃく入りゼリーについて、包装の上からシールを貼付して一層の注意喚起を図る、店頭から自主回収を行う、店頭において注意情報を提供するなど、当該商品による新たな事故発生を防止するために必要な措置を講じられますよう、貴団体会員に対し周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、別紙に掲げる団体に送付されていますことを申し添えます。

(別紙)送付先一覧

団体名
全国こんにやく協同組合連合会
全日本菓子協会
全国菓子工業組合連合会
全国菓子卸商業組合連合会
日本菓子BB協会
(社)日本フードサービス協会
事業協同組合全国焼肉協会
(社)日本麺類業団体連合会
(社)日本べんとう振興協会
(社)日本給食サービス協会
(社)日本私立学校給食協会
(社)日本弁当サービス協会
全国給食事業協同組合連合会
日本給食品連合会
全国小売市場総連合会
日本スーパーマーケット協会
日本小売業協会
日本百貨店協会
日本チェーンストア協会
(社)日本セルフ・サービス協会
(社)日本ショッピングセンター協会
(社)全国スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会
(社)日本フランチャイズチェーン協会
(社)日本ボランタリー・チェーン協会
協同組合セルコチェーン
全日食チェーン商業協同組合連合会
無添加食品販売協同組合
(社)日本加工食品卸協会
(社)日本外食品卸協会
日本生活協同組合連合会
日本チェーンドラッグストア協会
(社)日本輸入食品安全推進協会
(社)日本食品衛生協会

事務連絡
平成20年5月8日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部局、民生主管部局、母子保健主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

食品による窒息事故について

厚生労働省では、本年1月から、平成19年度厚生労働科学特別研究費補助金により「食品による窒息の現状把握と原因分析」と題する研究を行ってきたところですが、このたび、研究結果がとりまとめられ、4月21日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、別添1の内容の報告を行ったところです。

また、内閣府食品安全委員会においては、乳幼児、高齢者等では食べ物による窒息がおきやすく、食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べることが重要等とする「食べ物による窒息事故を防ぐために」と題する別添2の文書がホームページに掲載されたところです。

各都道府県等におかれては、別添1及び別添2の内容を踏まえ、貴管内の市町村、児童福祉施設、介護保険施設、関係団体等に情報提供し、食品による窒息事故の予防の啓発を行うとともに、食事提供の際の注意喚起を行うよう、関係者に周知する等の適切な対応をお願いします。

(連絡先)

医薬食品局食品安全部基準審査課
企画情報課
課長補佐 光岡、西嶋、佐々木
電話：03-5253-1111
(内線 2483、2484、2448)
FAX：03-3501-4868

「食品による窒息の現状把握と原因分析」調査について

1. 調査の概要

■平成19年度 厚生労働科学特別研究事業

■研究実施期間：平成20年1月～3月

■研究班員：

主任研究者：向井美恵（昭和大学歯学部口腔衛生学教授）

分担研究者：才藤栄一（藤田保健衛生大学医学部リハビリテーション医学教授）

大越 ひろ（日本女子大学家政学部食物学科教授）

市川光太郎（北九州市立八幡病院副院長、小児科救急センター長）

堀口 逸子（順天堂大学医学部公衆衛生学 助教）

2. 調査の内容

■消防本部及び救命救急センターを対象として、事故事例機関を平成18年1月1日からの1年間とし、実施した。

消防本部は全国18ヶ所を対象として13ヶ所から回収できた。救命救急センターは、平成19年11月現在登録されている204ヶ所を対象とし、75ヶ所から回収できた。

■質問内容は、発生日時、年齢、性別、原因物質（食品）、窒息時の状況、パイスタンダー（家族など）による応急処置の有無、基礎疾患の有無の7項目を基本とした。

消防調査では傷病程度、呼吸停止状態の有無（心肺停止含む）の有無、救急隊による救急救命処置の有無、の3項目を加えた10項目、救命救急センター調査では転帰、基礎疾患の有無の2項目を加えた9項目である。

3. 結果概要

■消防調査は、全人口の約22%をカバーし、724例の事故が発生し、そのうち65例(8.9%)が死亡例であった。

■救命救急センター調査では603例の事故が発生し、半数以上の378例(62.7%)が死亡していた。

消防隊の処置によって死に至らなかった場合に一般病院に搬送され、重症例が救命救急センターに搬入されると思われ、救命救急センター調査では死亡例が多いと考えられた。

■年齢では、特に高齢者に多く65歳以上で顕著であった。乳幼児(0～9歳)まででは1～4歳までが最も多かった。

人口動態統計で、不慮の事故の種類別にみた年齢別死亡数・構成割合の「その他の不慮の窒息」での「気道閉鎖を生じた食物の誤嚥」報告は、死亡例ではあるが同様の傾向を示した。

■原因食品を見ると、両調査とも「もち」が最も多く、次いで「ご飯」「パン」などの穀類が多かった。

原因食品が判明している事例では、消防調査(432例)は、「もち」77例、次いで「ご飯」61例、「パン」47例であった。救命救急センター調査(371例)は、「もち」91例で「パン」43例、「ご飯」28例であった。

■「カップ入りゼリー」は、消防調査8例、救命救急センター調査3例であり、両調査とも高齢者が乳幼児よりも多かった。

前者で「肉類」「飴」よりも少なく、後者では「肉類」、「団子」、「飴」より少なかった。「こんにゃく」は前者では2例報告された。

■そのほか、餅の温度低下や「カップ入りゼリー」の冷温保存、さらには、年齢による解剖学構造が、窒息原因になることが示唆された。食品の窒息事故のリスクを広く周知することが重要である。

事務連絡
平成21年4月30日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部局、民生主管部局、母子保健主管部局 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課

「食品による窒息の要因分析」について

厚生労働省では、平成20年度厚生労働科学特別研究費補助金により「食品による窒息の要因分析」と題する研究を行ってきたところですが、この度、研究結果が、別添のとおり取りまとめられ、本日付けで厚生労働省ホームページ（URL：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/chissoku/index.html>）に掲載されたところですので、情報提供をいたします。

各都道府県等におかれては、別添の内容を踏まえ、貴管内の市町村、児童福祉施設、介護保険施設、老人福祉施設、関係団体等に情報提供し、食品による窒息事故の予防の啓発を行うとともに、食事提供の際の注意喚起を行うよう、関係者に周知する等の適切な対応をお願いします。

(連絡先)

医薬食品局食品安全部基準審査課
企画情報課

課長補佐 光岡、西嶋、佐々木

電話：03-5253-1111

(内線 2483、2484、2448)

FAX：03-3501-4868

「食品による窒息の要因分析」調査について

1. 調査の概要

■平成 20 年度 厚生労働科学特別研究事業

■研究実施期間：平成 20 年 9 月～平成 21 年 3 月

■研究班員：

主任研究者：向井美恵（昭和大学歯学部口腔衛生学教授）

分担研究者：有賀徹（昭和大学医学部救急医学科教授）

大越ひろ（日本女子大学家政学部食物学科教授）

弘中祥司（昭和大学歯学部口腔衛生学准教授）

堀口逸子（順天堂大学医学部公衆衛生学助教）

2. 研究内容

■窒息事故事例の分析(小児及び高齢者)

(1)救命救急センターなど 433 施設を対象に、平成 20 年 6 月 1 日から 8 ヶ月間の窒息症例(0 歳から 15 歳の小児)を収集。185 施設から回答(回答率 43%)。

(2)介護老人福祉施設に入居している高齢者 437 名を対象に、平成 18 年 6 月から 2 年半の窒息症例を収集。

■窒息リスクの高い食品(ご飯、パン)等の分析

ご飯の固まりや水分を含んだパンが、喉に詰まりやすいものと仮説し、それらの物性を分析。なお、餅の物性の分析については、昨年度実施済み。

また、社会的に関心が高いこんにゃく入りゼリーについては、旧来品と現在流通しているものの物性を比較。

■食品の窒息に関する意識調査

15 歳以下の子どもをもつ 1,015 名の母親を対象に Web 調査。

■ヒト側の窒息要因分析

中咽頭の成長変化や形態的特徴(小児)、加齢による咽頭形態の変化(高齢者)等の解剖学的特徴が窒息のリスクへ与える影響を分析。あわせて、中咽頭から下咽頭までの動きと食塊(餅、パン)の咽頭流入の関係を生理学的に分析。

3. 結果・考察

■ 小児窒息について、回答のあった救命救急センター185 施設での、調査期間中の事例は 12 例であった。そのうち、家族により応急処置(背部叩打法)が行われていたのは半数のみであり、その教育と普及が重要。

症例 12 例の内訳は、アメ(5 例)、ピーナッツ・豆類(3 例)、リンゴ、冷凍ゼリー、ラムネ、いくら(各 1 例)であった。12 例のうち 11 例は 1 歳～4 歳。死亡が確認できたのは 1 例。

■ 高齢者窒息では、「認知機能の低下」、「食の自立」、「(特に義歯装着時の)臼歯部咬合の喪失」がリスク因子であった。窒息事故の約半数は施設で対応しており、施設職員への適切な対処方法の徹底が必要。

調査期間中の症例の内訳は、野菜・果物、肉、魚類、ご飯、パン、餅、菓子類の順で多かった。11.7%で窒息の既往があった。

■ ごはんやパンを咀嚼しないでのどに詰め込むことは、窒息のリスクであることが示された。

ごはんの塊の比重が大きくなるほど、硬さ、凝集性、付着性はいずれも増加した。唾液と混じったパンの塊の比重が大きくなるほど、硬さ、付着性は増加した。

■ 現在流通しているこんにやく入りゼリーは、旧来品に比べて、かたさ、破断応力の点で、一般のゼリーの特性に近づいていた。一方で、一般のゼリーとは異なる食品特性をもつものであることから、特に、小児や高齢者へこんにやく入りゼリーを提供する際には、一般のゼリーとは異なるものであることを再度注意喚起する必要があることが示された。

■ 食品の窒息事故は、救急事例にならないまでも日常的に起こっている一方で、そのリスクについて、半数近くの母親は認識しておらず、注意を払っていなかった。ただし、自分の子どもが窒息を経験すると、注意を払うようになる母親は多かった。リスクに対する認識を高めるとともに、子どもの嚥下、咀嚼能力の発達段階とそれに応じた食品の選択と与え方に関する知識の普及が必要。

■ 子どもの窒息が起こりやすい中咽頭の形態的特徴があること、高齢者のリスク要因は機能低下だけでなく中咽頭の形態的变化もその一つであることが明らかになった。また、咀嚼中に、食塊が咽頭に流入することが窒息の一因であると推察された。唾液とよく混和する(咀嚼すること)、一口量を適切にすること(押し込み食べをしないこと)が重要。

■ 窒息事故の防止には、ヒト側の要因と食品側の要因について多面的な対応が必要。